



島根県報

令和4年10月14日（金）

号外 第 122 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第673号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	邑南飯南線	邑智郡美郷町宮内784番2地先から同169番1地先まで	前 A	メートル 3.40～66.50	メートル 8,010.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 県道振替 ダブルウェイ 県央県土整備事務所
			A	3.40～66.50	8,010.00	
		後 B	8.00～116.00	6,627.00		
〃	邑南美郷線	邑智郡美郷町都賀西298番5地先から同712番2地先まで	前	7.00～29.00	14.50	県道振替に伴う延伸
			後	11.00～37.50	228.00	

島根県告示第674号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美郷飯南線	邑智郡美郷町上川戸402番1地先から同617番3地先まで	メートル 127.20	令和4年 10月14日	県央県土整備 事務所	